

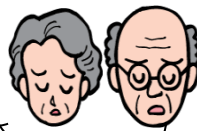
みんなで防ごう！

ぎゃくたい

高齢者虐待

この頃、ケガや
あざが多いわ・・・

最近姿を見な
いけど・・・



地域住民・介護事業所の方

「虐待かもしれない・・・？」と思ったら！！

地域包括支援センター
☎ 22-4321

または

役場 福祉保健課
☎ 45-2114

ご相談ください！

※通報や相談を受けた職員には、守秘義務が課せられています。

「虐待を受けているのだが…」



高齢者

誰に話したら
いいのかしら…

介護疲れで
もう限界！



介護者

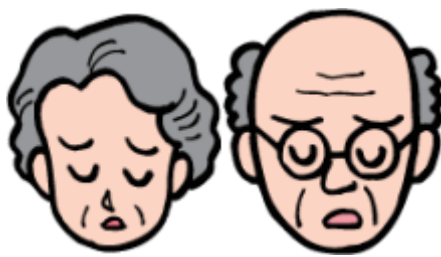
大潟村

ぎゃくたい 高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対して、家庭での養護者（高齢者を現に養護している家族、親族、同居人等）や養介護施設従事者等（介護サービス事業や介護施設職員等）が行う次のような行為をいいます。

身体的虐待

- なぐる ● ける
- つねる
- 無理やり食事を口に入れる
- ベッドに縛り付け、身体拘束、抑制をする など



こんなことが虐待です

心理的虐待

- 怒鳴りつける
- ののしる
- 悪口を言う
- 無視する
- 相手を見下し、子供扱いする など

経済的虐待

- 必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思・利益に反して使用する など

介護・世話の放棄・放任

- 不衛生な環境で生活させている
- 水分や食事を与えない
- 入浴させない
- オムツを交換しない
- 受診させない など

性的虐待

- 高齢者にわいせつな行為をする
- 本人に嫌がる性的行為を強要する
- 排泄の失敗の罰として、下半身を裸にして放置する など

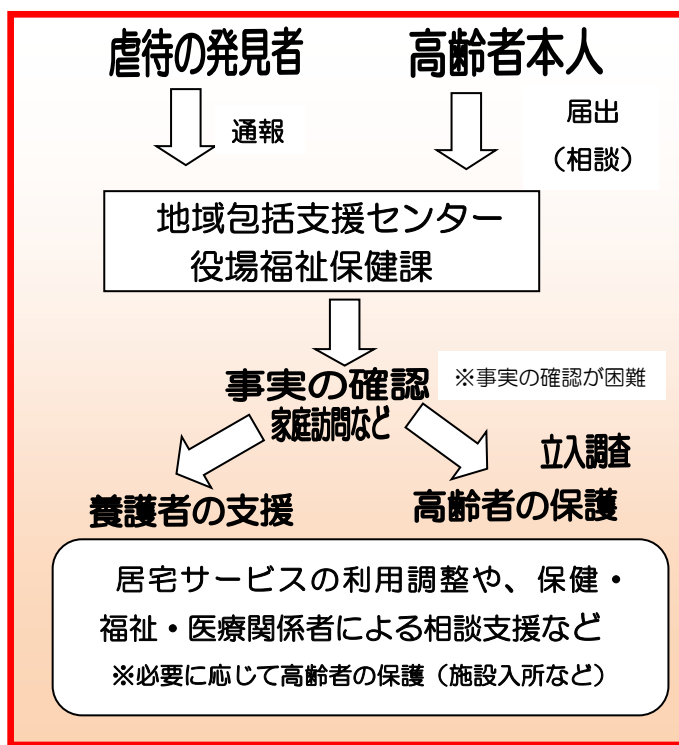
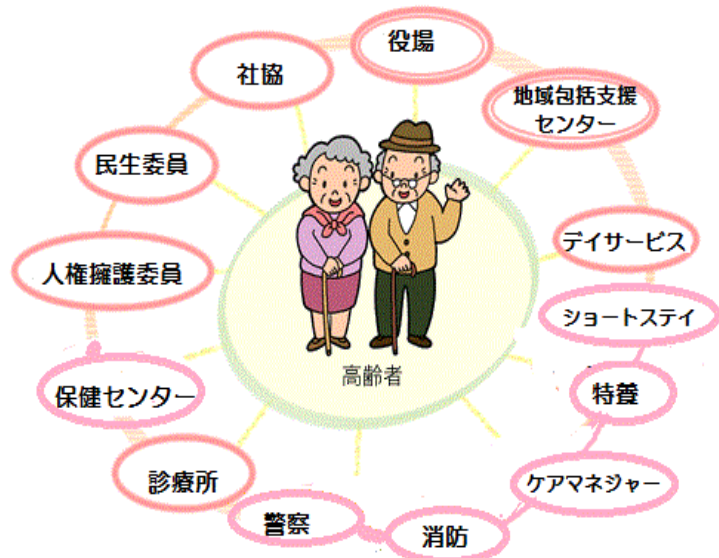
高齢者の虐待に気づいたら

◆ 高齢者虐待防止法では、通報義務が定められています ◆

「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに通報しなければならない。（または通報するよう努めなければならない。）」とされています。虐待を受けている高齢者本人が通報することもできます。通報の秘密は守られます。

家庭で虐待があった場合

通報により、村が事実の確認を行い、必要な場合は高齢者を保護します。また、相談支援や居宅サービス提供など、養護者を支える取り組みをします。



家族の方へ

1人でがんばりすぎないで！！

高齢者虐待が起こる原因の1つに「養護者の心身の疲労」があります。介護は、長期にわたる場合もあるため、1人でがんばり続けず、介護サービスを上手に使って、介護の負担を減らしましょう。

介護の相談は、地域包括支援センターTel22-4321へ

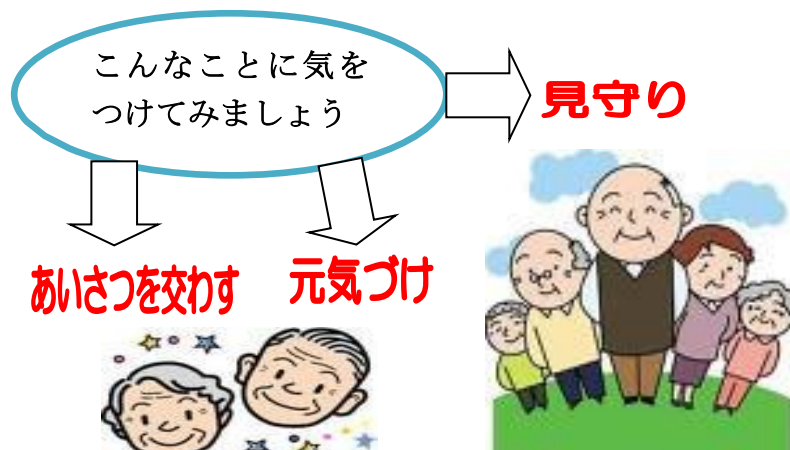


◎高齢者虐待防止法では、虐待防止や虐待された高齢者の保護はもちろんですが、「養護者への支援」が定められています。虐待をただ非難するものではありません。養護者の介護負担軽減についても支援していきます。

地域の方へ

虐待が起きない地域づくりのために！！

全ての人が安心して暮らせるように虐待を未然に防ぎ、助け合える地域づくりが望まれます。ご近所に気になる高齢者や介護をしている家族がいたら、ちょっとした声かけをお願いします。



高齢者への虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の高齢者の発する『サイン』として、以下のものがあります。

「ちょっと変だな」と感じたら、ご連絡ください。早期発見・早期対応により、問題の深刻化を防ぐことができます。結果として何もなければそれにこしたことはありません。

《本人に関するチェック項目》

- ◆人目を避けたり、急に話をしなくなる
- ◆援助を拒んだり、関係者との会話を避ける
- ◆急に顔色が悪くなった
- ◆アザやコブができていた
- ◆転倒、ケガ、事故にあった
- ◆尿臭がする
- ◆長期間風呂に入っていない様子が見られる
- ◆同じものをずっと着ている



《周囲とのかかわりでのチェック項目》

- ◆本人や家族の行動・関係について、話題にあがっている事柄がある
(例:「怒鳴り声が聞こえる」「頻繁に近所をふらふら歩いている」)
- ◆知る限りでは、救急車を呼ぶ回数が増えた
- ◆お金のことで相談があった
- ◆訪問しても中に入れたがらない
- ◆近隣に電話を借りに来た
- ◆近隣に食事を求めてきた

《家族関係でのチェック項目》

- ◆本人は家族のことになるとふさぎ込む、または感情的になる
- ◆家族環境が急変した(家族が出て行った等)
- ◆子と同居や二世帯住宅(隣にいる等)なのに、全く子と話をしていない様子
- ◆本人に何かあった時に、対応できる親族の方がいないようだ
- ◆本人が悪徳商法の被害に遭っているようだ

《その他》

- ◆昼間でも雨戸が閉まっている、夜になっても明かりがつかない
- ◆しばらく姿を見かけない
- ◆新聞や郵便物がたまっている
- ◆目的もなく歩き回っているようだ
- ◆天候が悪いのに長時間外にいる



● ● ● 「ちょっと変だな…」と感じたら、すぐにご連絡ください。● ● ●

地域包括支援センター ☎ 22-4321 役場福祉保健課 ☎ 45-2114